

三郷市自治基本条例 運用の考え方

< 条例に基づく具体策についての考え方 >

平成22年6月

三郷市

はじめに

三郷市自治基本条例は、平成21年6月に三郷市議会において議決され、平成21年10月1日から施行されています。

この「三郷市自治基本条例運用の考え方」は、自治基本条例に掲げられた事項を実現するために必要となる具体的な方策についての運用の考え方を整理したものです。

今後、この考え方に基づき、具体的な方策についての詳細を決定していくことになります。

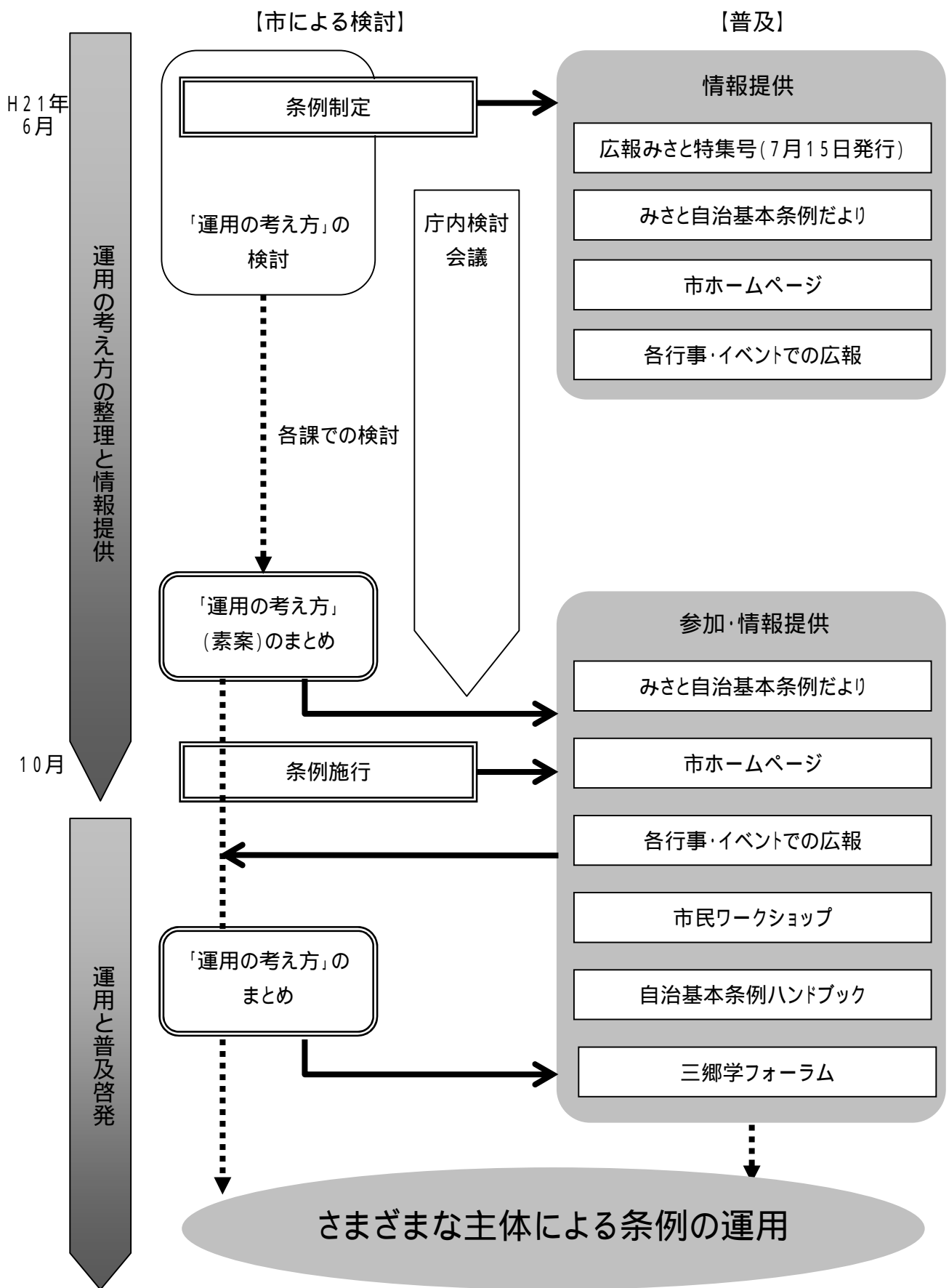
もくじ

1.	自治基本条例の制定後の流れ.....	1
2.	自治基本条例運用のための制度等.....	2
(1)	職員提案制度の再整備.....	2
(2)	自治基本条例に関する職員等研修の実施.....	3
(3)	参加手続の一覧情報の提供.....	4
(4)	参加手法の考え方の提供.....	5
(5)	「三郷学講座」の開講.....	7
(6)	「協働推進指針」の整備.....	8
(7)	協働事業提案制度の整備.....	9
(8)	学生や市民による政策提言制度の整備.....	13
(9)	コミュニティ活動拠点の整備.....	15
(10)	自治基本条例の普及.....	17
(11)	インターンシップ制度の調査・検討.....	18
(12)	政策会議発議資料の見直し.....	19
(13)	第4次三郷市総合計画への位置付け.....	21
(14)	政策サイクルの形成.....	23

制度検討等の導入予定

自治基本条例の策定	平成21年6月1日制定、10月1日施行
(1)職員提案制度の再整備	平成23年度から実施を目標に
(2)自治基本条例に関する職員等研修の実施	平成21年度から実施
(3)参加手続の一覧情報の提供	平成22年度から実施
(4)参加手法の考え方の提供	平成22年度から実施
(5)「三郷学講座」の開講	平成22年7月講座開講
(6)「協働推進指針」の整備	平成23年度から運用を目標に
(7)協働事業提案制度の整備	平成22年度モデル事業実施
(8)学生や市民による政策提言制度の整備	平成22年度から実施
(9)コミュニティ活動の支援	平成22年度から実施
(10)自治基本条例の普及	平成21年度から実施
(11)インターンシップ制度の調査・検討	平成23年度から実施を目標に
(12)政策会議発議資料の見直し	平成22年度から実施
(13)第4次三郷市総合計画への位置づけ	平成22年度から計画期間
(14)政策サイクルの形成	平成22年度から実施

1. 自治基本条例の制定後の流れ



2. 自治基本条例運用のための制度等

(1) 職員提案制度の再整備

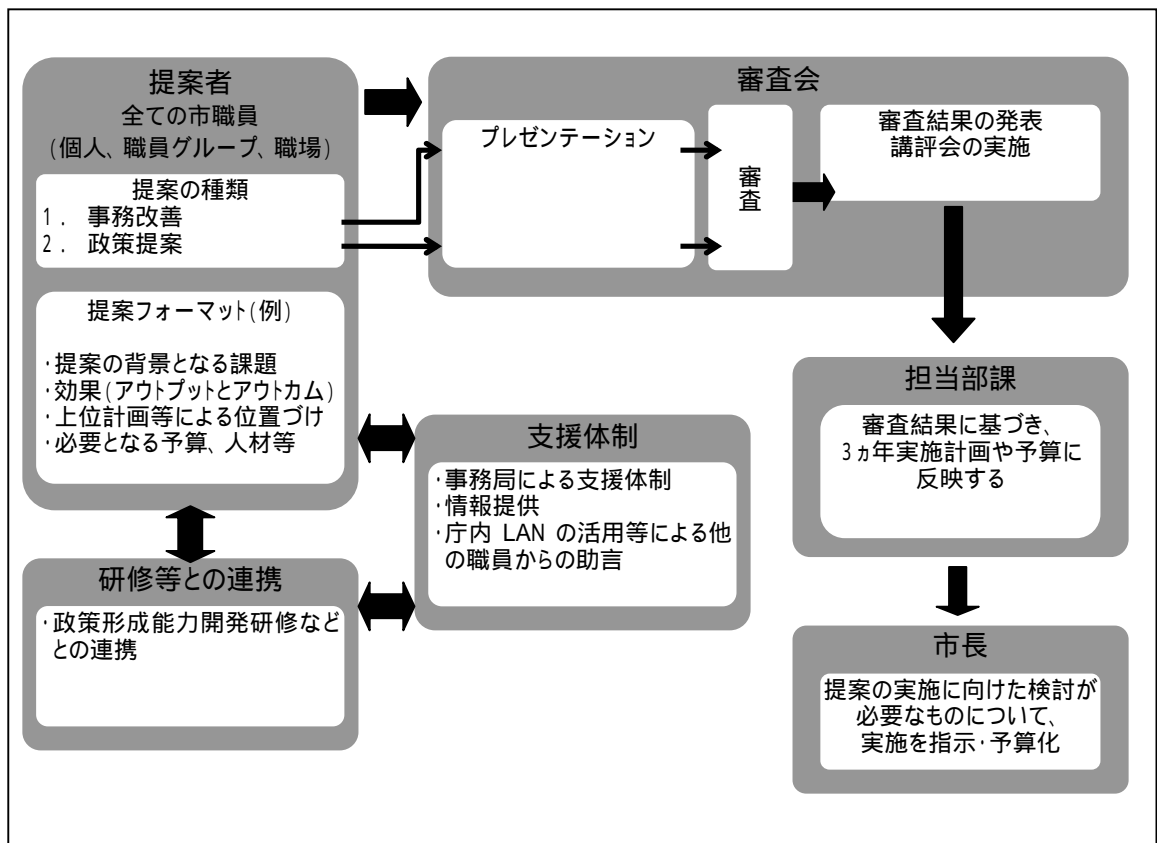
【制度のねらい】

- ・ 広く職員から事務改善等に関する提案を奨励することにより、職員の市政運営への参加意識の醸成と事務の効率化を図り、もって市民サービスの一層の向上に資することを目的とする。
- ・ 自治基本条例の制定に伴い、一人ひとりの職員がこれまで以上に三郷市の自主・自立のまちづくりを担うという意識を持って職務に当たるため、この制度を改善して再整備する。

【制度の内容】

概要

- ・ 「三郷市職員提案制度実施規程」に基づきながら、以前の制度を以下の観点から改善して運用する。



対象者: 全ての市職員 (個人、職員グループ、職場)

担当課: 企画調整課行革推進室

スケジュール: 平成23年度から実施を目標に

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(市長の責務)

第12条 3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(市職員の責務)

第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。

2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

(2) 自治基本条例に関する職員等研修の実施

【制度のねらい】

- ・ 三郷市自治基本条例の制定・施行に伴い、条例の内容を一人ひとりの市職員が理解し、条例にのっとって市政を行うため、具体的に条例を運用するための職員研修を実施する。

【制度の内容】

研修内容

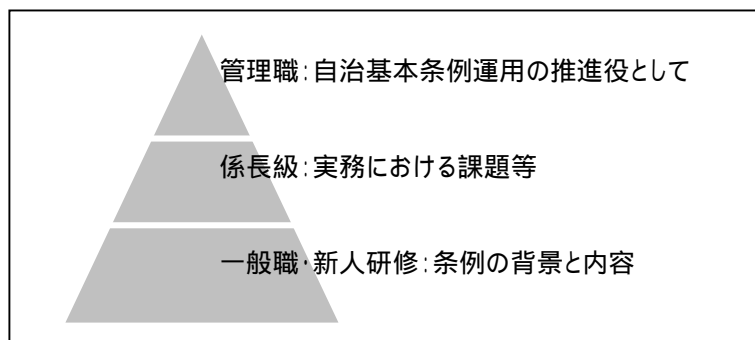
- ・ 自治基本条例を運用して、どのように仕事を進めていくかに重点を置いた具体的な研修とする。

- ・ 自治基本条例制定の背景と必要性
- ・ 三郷市自治基本条例の内容(第5章、第6章などを重点に)
- ・ 「仕事を進める際の視点」「その場合に注意すべき点とは」

研修方法

- ・ 講師による講演(学識経験者、市民、職員など)
- ・ 講師及び職員同士によるディスカッション

対象者:管理職、係長級、一般職その他全ての市職員を対象とし、階級別に重点を絞った内容を検討する。



担当課:企画調整課、人事課

スケジュール:平成21年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(市長の責務)

第12条 3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(市職員の責務)

第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。

2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

(3) 参加手続の一覧情報の提供

【制度のねらい】

- 各課の行う参加手続に関する情報を一元化して提供し、参加手続の情報の一覧性を高めることで幅広い市民等の参加を促進する。

【制度の内容】

- 年度ごとに、参加手続の実施予定、終了したものについてはその結果の概要を市のHPに掲載する。
- それぞれの手続の詳細は、各担当課のページにリンクする。

情報提供の内容

- 実施中、実施予定、終了したものの順に、対象や方法、実施時期、担当課等を掲載する。

<イメージ>

1. 実施中の参加手続					
No.	対象	方法	実施日	担当課	
1	計画の策定	アンケート	月 日 ~ 日		
2	施設の基本構 想策定	審議会	月 日		

2. 実施予定の参加手続					
No.	対象	方法	実施時期	広報・募集 開始時期	担当課
1	計画の策定	アンケート	月 日 ~ 日	月頃市報 掲載	
2	施設の基本構 想策定	審議会	月 日	月頃	

3. 終了した参加手続					
No.	対象	方法	実施日	実施結果 の概要	担当課
1	計画の策定	アンケート	月 日 ~ 日	回答数 回答率	
2	施設の基本構 想策定	審議会	月 日	参加者数 傍聴者数	

対象者:市民等

担当課:秘書広報課広報広聴室、企画調整課

スケジュール:平成22年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(情報の共有)

第29条 議会及び執行機関は、参加と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報が市民等との共有財産であることを認識し、適切な情報提供及び情報公開を推進するものとする。

2 市民等、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第30条 議会及び執行機関は、広聴及び広報の充実を図ることにより、市民等が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めるものとする。

2 議会及び執行機関は、情報の提供にあたっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供するものとする。

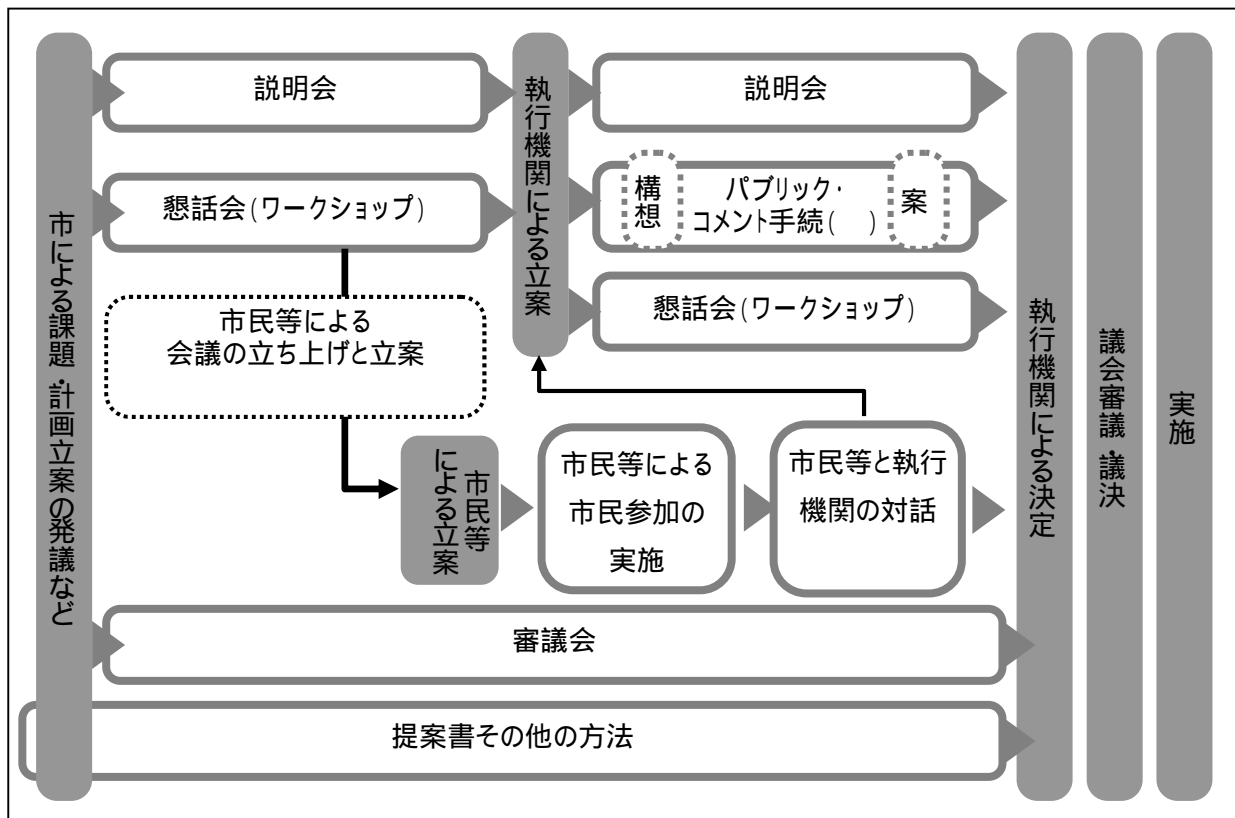
(4) 参加手法の考え方の提供

【制度のねらい】

- ・ 各課が三郷市自治基本条例に基づいて、一定の考え方やルールにそって参加手続を行うための指針を整備し、市民の参加を保障する。
- ・ 特に、参加の方法と時期、市民等と執行機関との合意形成方法について考え方を整理する。

【制度の内容】

- ・ 参加手法と計画等の形成過程の関係を整理するとともに、事業内容による参加手法の基準を示すものとする（下図）。



パブリック・コメント手続

- ・ 三郷市では、自治基本条例に先立って、「三郷市市民パブリック・コメント手続条例」を制定している。この条例によって、市の重要な計画、条例等を定める際には、広く市民の皆さんの意見を聴くための「パブリック・コメント手続」を行う。とくに重要な計画、条例等については、その案の構想段階と案段階の2回パブリック・コメント手続を実施する。
- ・ 三郷市のホームページでは、パブリック・コメント手続の実施予定と結果（提言された意見の内容とその意見に対する市の考え方）、そして、実施しなかった案件についても「なぜ実施しなかったか」の理由を沿えて公表する。

対象者：市民等及び各課

担当課：企画調整課、市民活動支援課

スケジュール：平成22年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（参加する権利の保障）

第33条 執行機関は、政策過程において、市政運営の効率性の確保に配慮しつつ、市民等の参加する権利を保障するとともに、そのための制度の充実に努めるものとする。

2 市民等の市政への参加は、政策過程の質の向上を目的とするものであり、市政を運営するにあたり、執行機関が負うべき責任及び義務を軽減するものと解してはならない。

（参加の対象）

第34条 執行機関は、次に掲げる政策を定める場合は、参加の機会を保障するものとする。

(1) 基本構想、基本計画又は個別分野における政策の基本的事項を定める計画

(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例

(3) 市民生活に大きな影響を及ぼす政策又は制度

2 前項各号に掲げるもののうち、次に掲げるものは、参加の対象外とすることができる。

(1) 内容の軽微なもの

(2) 緊急を要するもの

(3) 法令によって定められるもの

(4) 税及び納付すべき金銭に関するもの

（参加の方法）

第35条 執行機関は、市民等の参加の機会を保障するため、公聴会、説明会、懇話会等の開催、審議会等の公募委員募集、提案書の提出等目的に応じた適切な方法を用いるものとする。

2 執行機関は、前項に規定するほか、多様な市民等の参加の方法を積極的に検討し、継続して改善に努めるものとする。

3 市民等及び執行機関は、市民等の参加にあたり、互いの意見を十分に尊重しながら、合意形成に努めるものとする。

（会議の公開）

第36条 執行機関は、法令等で定めのあるものを除き、会議及びその会議録を公開しなければならない。ただし、当該会議に諮り、全部又は一部を非公開とすることができる。この場合において、執行機関は、非公開とする理由を公表するものとする。

（参加における配慮）

第37条 執行機関は、市民等が参加できるよう、会議の時間、場所その他開催方法等に配慮するものとする。

（政策過程の透明化）

第38条 執行機関は、市民等の参加を促進するため、参加の場において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、積極的かつ効果的な情報提供を行い、政策過程の透明化を図るものとする。

（意見の取扱）

第39条 執行機関は、市民等から示された意見及び意見に対する考え方を適切な時期及び方法で公表するものとする。

2 執行機関は、市民等から示された意見を踏まえ、合意点を見極め、市政へ適切に反映させるよう努めるものとする。

（パブリック・コメント手続）

第40条 執行機関は、市政の重要な政策の決定にあたり、事前にその案を公表し、市民等が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する考え方を公表するものとする。

(5) 「三郷学講座」の開講

【制度のねらい】

- ・ 「三郷学」とは、「三郷にある資源を学ぶとともに三郷を取り巻く社会環境の変化を見据えながら三郷の歩むべき方向性を常に考えた上で、実際に行動に移すための学」をいう。
- ・ 市民による市政への参加や協働を推進するために、市政や三郷市の資源に対して理解を深め、参加と協働のまちづくりを主体的に行う人材育成を目的とする。

【制度の内容】

講座内容

- ・ 三郷学とは
- ・ 三郷市の自然、人、歴史
- ・ 三郷市の交通、産業
- ・ 三郷市の教育、文化
- ・ 三郷市のコミュニティ、地域活動
- ・ 三郷市の市政運営（主な計画、条例など）
- ・ まとめ（参加と協働）

講座の実施方法

- ・ 講師による講習（市内の活動団体、三郷市管理職などの市職員、学識経験者、専門家などを講師に）
- ・ 受講者による講座についての企画提案の実習
- ・ 卒業生等による講座の実施
- ・ 学生や市民による政策提言制度等との連携促進
- ・ 小学校副読本を活用しての授業の実施

対象者：三郷市に興味関心を持つ市民等

担当課：企画調整課、及び全庁的に実施

スケジュール：平成22年7月講座開講

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（学習・調査研究の支援）

第41条 執行機関は、市民等が参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習し、及び調査研究するための支援に努めるものとする。

(6) 「協働推進指針」の整備

【制度のねらい】

- ・ 協働によるまちづくりを総合的に推進するため、協働の理念を市民と共有し、協働の進め方について方向性を示した「協働推進指針」を策定する。(すでに策定している「三郷市参加と協働のまちづくり推進指針」について、特に協働についての内容を中心に具体化して策定する。)

【制度の内容】

内容例

- ・ 三郷市における協働の理念、めざすべき方向
 - ・ 市民と市との協働の領域
 - ・ 協働を担う主体
 - ・ 協働に適する分野
 - ・ 協働を推進するための基盤整備(庁内体制、職員の意識改革、制度等)
 - ・ 市民等と市との協働事業の進め方(委託、助成などの考え方)
 - ・ 協働事業提案制度
 - ・ 市民同士の協働を支援する仕組み
 - ・ 三郷市における協働事業の事例
- など

対象者:市民等及び三郷市

担当課:市民活動支援課、企画調整課

スケジュール:平成23年度から運用を目標に

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(協働の基本原則)

第42条 市民等及び執行機関は、地域課題の解決に向けて協働することができる。

2 協働にあたっては、互いに十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。

(協働推進の基盤整備)

第43条 執行機関は、市民等が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するため、協働を推進する総合的な政策を行うものとする。

2 執行機関は、市民等による協働及びまちづくりを支援するため、活動の機会、場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供等を行うものとする。

3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。

(7) 協働事業提案制度の整備

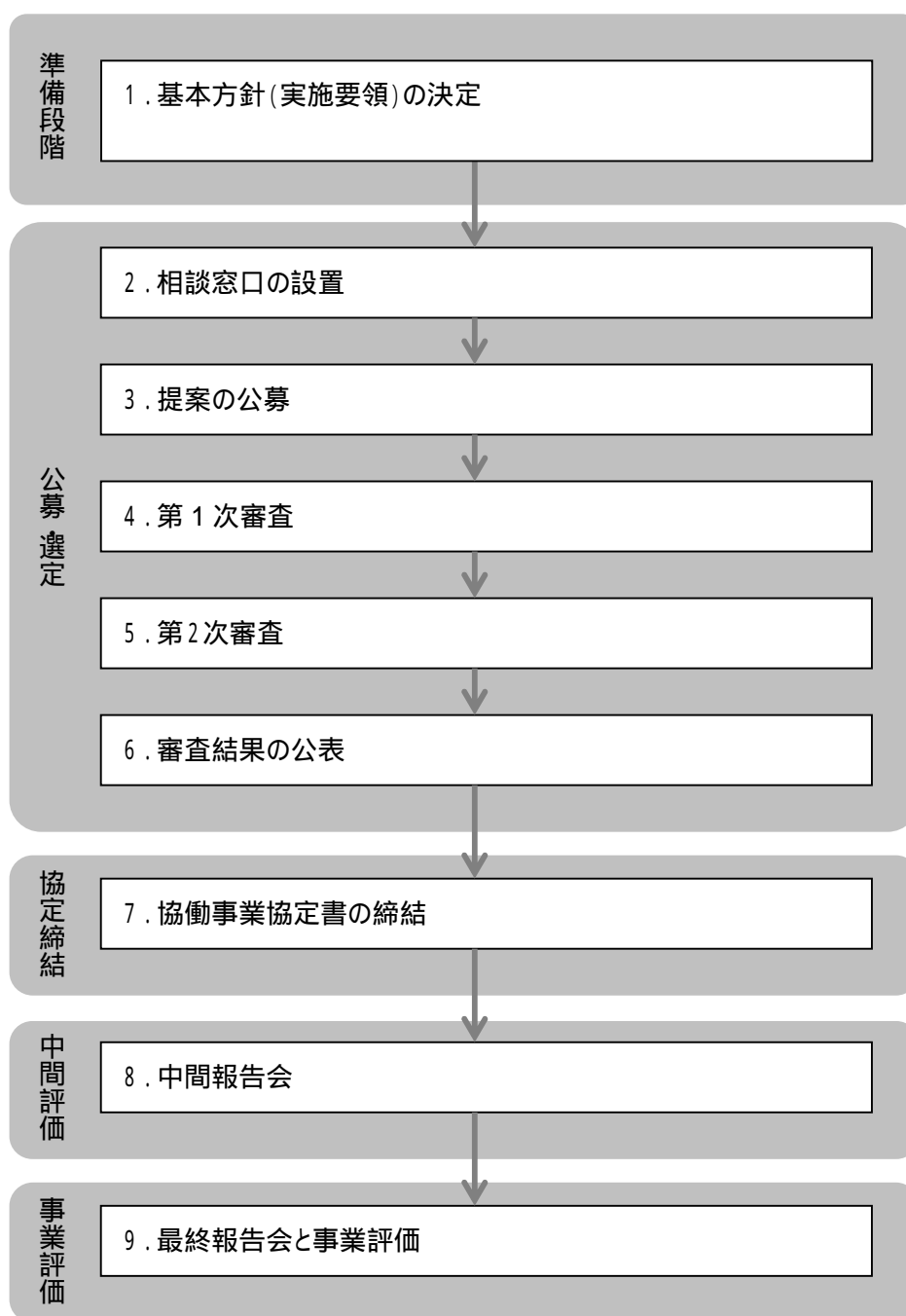
【制度のねらい】

- ・ 市民等による地域の課題発見とその解決に向けた主体的な行動を支援し、市民等と市による協働を推進するための制度として、市民等からの提案により、市民等と市による協働事業を実施することのできる提案制度を整備する。

【制度の内容】

- ・ 市民等からの提案内容を審査しながら、よりよい事業を共に築き上げていくことに主眼を置き、公募・選定段階を重視する制度とする。
- ・ 制度の導入にあたっては、モデル的に実施する期間などを設け、制度検証を行いながら進める。

<イメージ>



提案の公募方法

- ・ 市民等からの提案募集及び市からのテーマ提案の2つ。

相談窓口の設置

- ・ 相談窓口は、市民等の地域課題の解決への思いを大切にしながら市民等と市がお互いに知恵を出し合う場とする。
- ・ 市民等からの問い合わせや相談への対応、効果的な協働事業を企画するための具体的な事業内容に関するアドバイス等を行う。

審査体制

- ・ 審査機関は、職員で構成する(仮称)協働推進会議と第三者機関との合同機関とする。
- ・ 提案事業の公共性、協働の必要性や効果、実施の可能性などの視点を重視する。

中間報告

- ・ 事業の目的と進捗状況を再確認し、修正や改善の必要性があるか判断して、第三者機関が事業活動等へのアドバイスを行うため中間報告を行う。
- ・ 中間報告会は、公開して多くの市民等が参加し、意見交換や活動交流できるように工夫する。

最終報告の開催

- ・ 事業評価を行うための年度報告会を公開によるフォーラム形式等により行う。多くの市民・市民団体が参加し、意見交換や活動交流ができるように工夫する。
- ・ 提案事業の自己評価およびサービス対象者の評価(アンケート等)の結果報告を行う。

制度運用にあたっての検討事項

- ・ 提案できる市民及び団体の条件
- ・ 協働事業提案の対象となる事業内容の条件
- ・ 審査基準
- ・ 協働事業実施に当たっての協定内容
- ・ 活動資金の確保：一般財源から助成する方法と、基金等を設置する方法がある。
- ・ 事業評価の方法：市民等の活動が一定期間内に自立できるように支援を行う審査や評価方法が重要。

対象者：市民等その他

担当課：企画調整課、市民活動支援課

スケジュール：平成22年度モデル事業実施

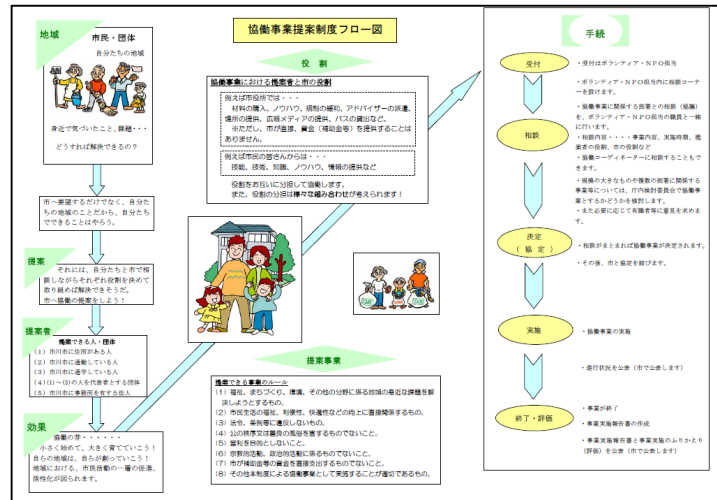
【参考事例】

千葉県市川市 < 協働事業提案制度 >

http://www.genki365.com/ichikawa/ichikawa_volunteer/kgts.htm

- ・ 地域の身近な課題について、市民の提案をもとに市との協働で解決していく協働事業提案制度。
- ・ 提案の内容は、「市民の福祉、利便性、快適性などの向上に直接役立つもの」とされる。
- ・ 提案資格は、市内在住、在勤、在学の方や団体、法人。
- ・ 同市で行っている市民活動団体への活動助成制度「1%支援制度」とは異なり、市が提案者に直接資金を提供することはない。提案後は、提案者と市のそれぞれの役割など

について市と相談しながら事業の内容を決定する。



< H20年度の協働事業の事例 >

むかしばなしを楽しむ講座

- ・ 協働のパートナー：市民活動団体・朗読「和」の会
- ・ 「広報いちかわ」で受講者を募集し、朗読の講座を開催するもの。
- ・ 朗読する内容はむかしばなしや楽しいエッセイが中心。豊かな心と健康が生まれ、美しい日本語が身に付く。
- ・ また、朗読の発表会を市川市が設定し、受講者もやりがいを感じる事が出来る。



エコスクールプロジェクト第一期・市川市立南行徳小学校屋上緑化プロジェクト

- ・ 協働のパートナー：特定非営利活動法人 青少年地域ネット21
- ・ 学校のヒートアイランド対策と CO2 の削減に屋上を緑化し、野菜の栽培により学校給食に利用し食育を推進するとともに、栽培体験を自前のグリーンツーリズムとして行うもの。
- ・ 学校は地域の核としてエコスクールを実践し、地域への環境問題として提供や情報の発信、啓発や啓蒙を行うほか、園芸ボランティアを通じて地域や保護者と連携することとなる。学校が地域を含んだ教育現場に变身し、環境問題の地域力を生み出すこととなる。




市民活動団体向けパソコンを活用した NPO 活動スキルアップ講座

- ・ 協働のパートナー：NPO 法人 行徳 ITV
- ・ 各業種の市民活動団体メンバーを対象にパソコン基礎スキルアップ(ワード、エクセル、メール、インターネット)の4講座を受講参加団体の希望に合わせて予算、日時、場所、などを当該団体責任者及び市川市と当会で予め協議の上、準備して4回、1シリーズを目途に公共施設で開講する。

横浜市青葉区 < 協働による地域力アップ事業 >

<http://www.city.yokohama.jp/me/aoba/kyodo/>

- ・ 地域課題の解決のために、地域と行政が協働で取り組む提案型事業。
- ・ 区民等から提案された事業は、「協働による地域力アップ事業推進会議」で選考の後、協定書を締結し、経費の一部を区が補助する。
- ・ 自由提案、テーマ提案型の2方式で行われ、事業に掛かる費用は、一般予算から上限50万円（ただし、事業に施設等の改修が伴う場合には、初年度のみ上限は75万円）補助される。



協働による地域力アップ事業
青葉区を、より魅力あふれる街にする提案を募集します！
いっしょにやろうよ

青葉区では、地域の課題を解決するためのアイデアを、区民の皆さんから提案していただき、その課題に皆さんと区役所担当課と一緒に取り組む「協働」による提案型事業を実施しています。選ばれた提案は補助金を受けることができます。青葉区をより魅力あふれる街にするのは、皆さんです。ぜひ、お気軽にたくさんのアイデアをお寄せください。

●対象となる事業：地域の課題を解決し、青葉区の魅力を高める事業（現在実施している事業についてはホームページをご覧ください。）
●提案できる方：青葉区の魅力づくりに結びつくテーマで活動を行っている、もしくは活動を計画している団体。（ボランティア団体、市民活動団体、NPO、公益法人、自治会、企業など）

●お問い合わせ先：青葉区役所 区政推進課企画調整係 TEL 978-2216 FAX 978-2410
福祉保健課企画調整係 TEL 978-2436 FAX 978-2419

URL : <http://www.city.yokohama.jp/me/aoba/kyodo/index.html>

< H21年度の協働事業の事例 >

科学の力・青葉の力

- ・ 協働のパートナー：市民活動団体・ひととゆめのネットワーク（HDN）
- ・ 21世紀を担う「科学大好き青少年」を育成し、優秀な科学者・技術者の人材を送り出すため、日本の高度成長を築いてきた各分野で培われた高度の経験を持つ「シニアパワー」を活用して、青少年に「身近な実験材料を使った科学実験」の体験学習を行い、自ら進んで科学する心を芽生えさせます。

ママ's HAPPY プロジェクト

- ・ 協働のパートナー：市民活動団体・ママ's HAPPY プロジェクト運営委員会
- ・ 主に未就学児を持つ母親同士の情報交換及び地域交流の場と、子育てや日々の悩みを共有しながら母親がリフレッシュできる機会を提供するため、子育て力アップのための講演会、ファミリー参加のレクリエーション、連続リフレッシュ講座やブログの運営を実施します。

福祉支援ボランティア

- ・ 協働のパートナー：市民活動団体・にこにこボランティア・はっぴ〜くらぶ
- ・ 「誰もが支え手、誰もが受け手」の考え方を体現し、日常生活上の多くの困りごとに対応するため、「ご近所感覚」でのボランティア活動や人材の育成などを行います。

地産池消の推進事業

- ・ 協働のパートナー：市民活動団体・環境保全型農業を推進するネットワーク
- ・ 食の安心を推進するために、地場産野菜などの青葉区直売所マップを作成し、区民に紹介します。また、マップの配布や講習会、学習会などを通して、生産者と消費者の顔の見える関係と対話の取組を行います。

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（協働推進の基盤整備）

第43条 3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。

(8) 学生や市民による政策提言制度の整備

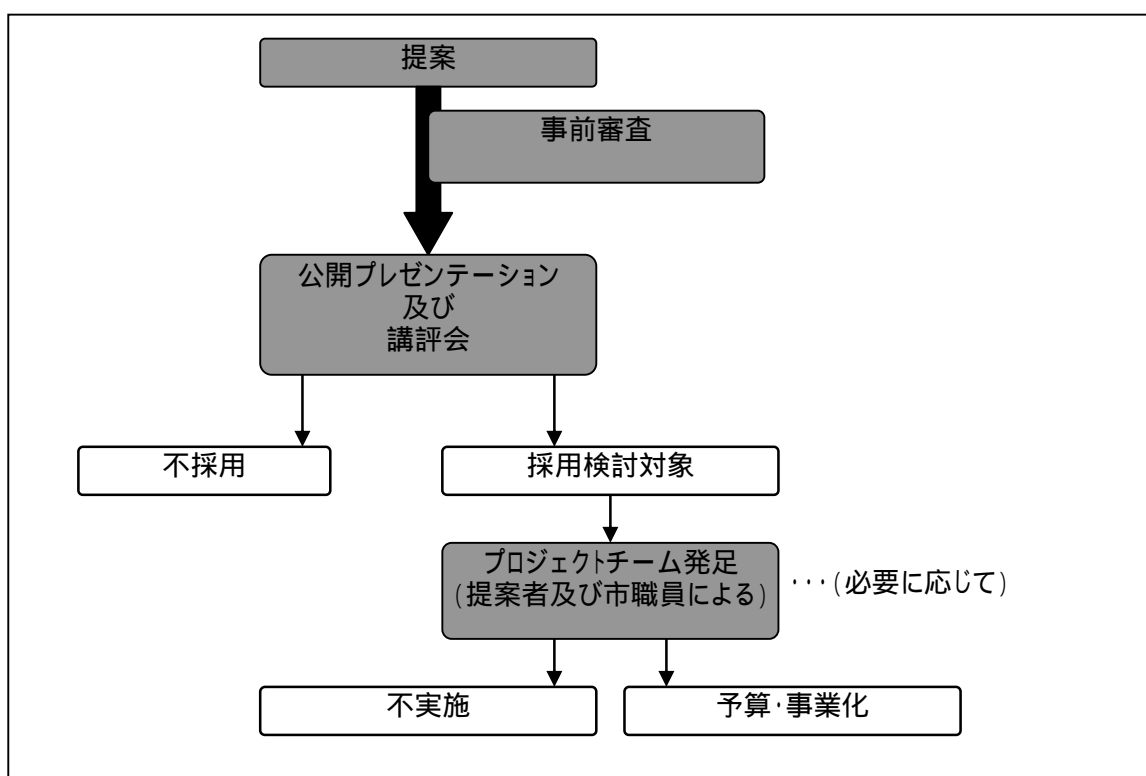
【制度のねらい】

- ・ 市民の知恵と工夫を市政運営に活かすとともに、市政への関心、参加意識の醸成を行う。特に、20～30歳代の世代の関心と参加を引き出す。

【制度の内容】

概要

- ・ 市民等及び、特に学生（中学生、高校生、大学生など）を対象に、市政運営やまちづくりの活動に関する政策提言を募集し、公開によるプレゼンテーションの場を設け、市との意見交換を行う。
- ・ 優秀な提言については、提案者と市の協議を行いながら実現を検討する。



公開プレゼンテーションなどの運営

- ・ プレゼンテーションの運営にあたっては市民等に広く呼びかけ、市民等と市との協働により行う。
「三郷学講座」及び「協働事業提案制度」との連携
- ・ 「三郷学講座」の受講者に積極的な参加を呼びかける。
- ・ また、市民等と市との協働事業に関する提言や提案については、「協働事業提案制度」への応募を促す。

対象者:市民等、特に中学生、高校生、大学生及びそのグループ

担当課:企画調整課、市民活動支援課、全課

スケジュール:平成22年度から実施

【参考事例】

北海道札幌市〈学生まちづくりプレゼンテーション〉

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/kihon/torikumi/gakusei/index.html>

- ・ 札幌市自治基本条例の目指す「市民が主役のまちづくり」に向けて、高度な教育・研究機能や専門知識、学生の若い活力を有する大学は、まちづくりの重要なパートナーとしての役割が大きくなっているとし、学生と地域が連携して取り組むまちづくり活動に関する提案を、学生の皆さんから募集し、広く市民に発表する場を設けるもの。
- ・ 参加者は公募により決定し、当日の発表方法などについては、参加者で構成する「運営スタッフ実行委員会」の中で決定する。



【三郷市自治基本条例の関連事項】

(協働推進の基盤整備)

第43条 3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。

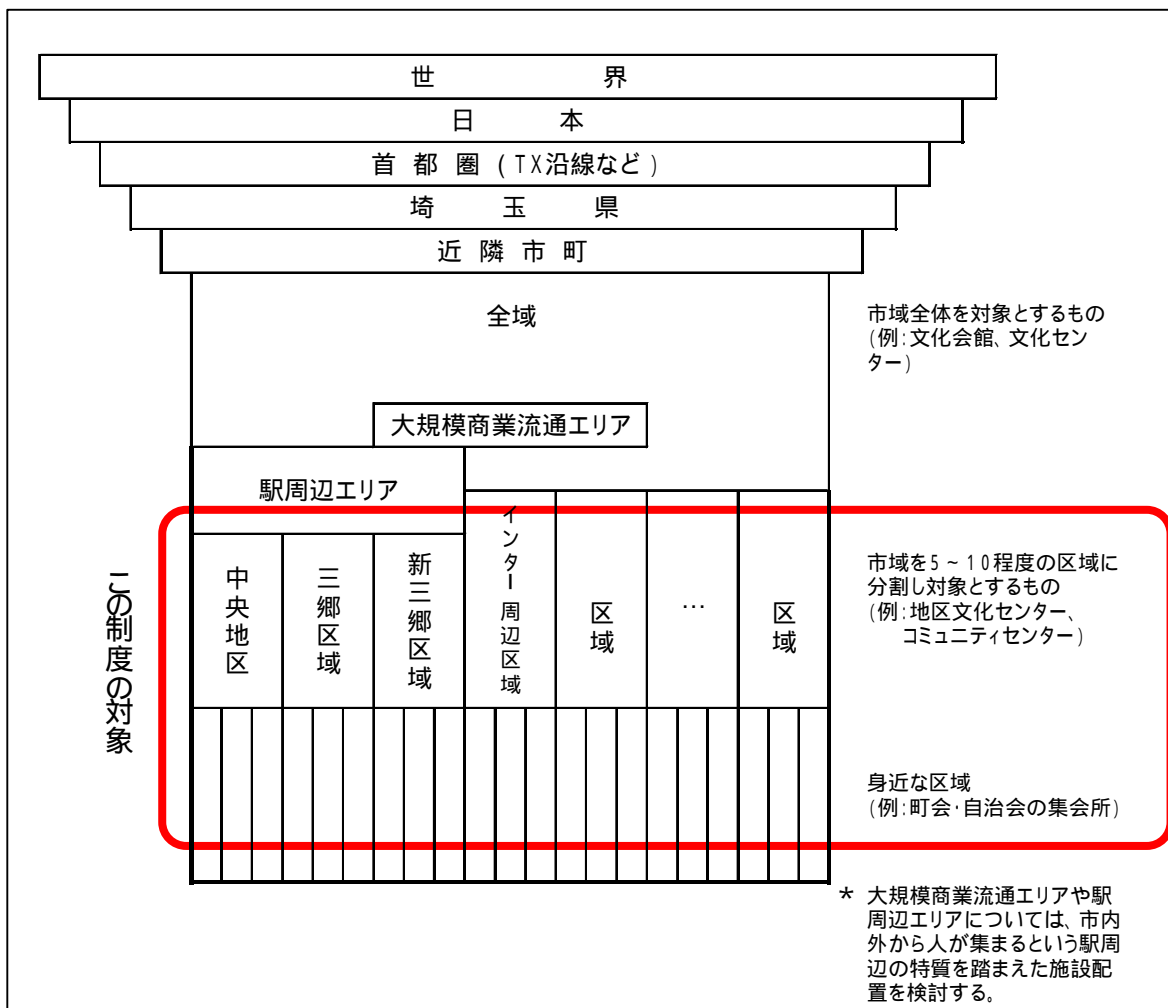
(9) コミュニティ活動拠点の整備

【制度のねらい】

- ・ コミュニティは、地域における市民自治の担い手として重要である。
- ・ 市民の生活に最も身近な単位である町会・自治会などの集会所整備に対する助成と、市域を5～10程度に分けた区域を対象とする地区文化センター、コミュニティセンター等の活用を図る。また、市内の民間施設の利用を促進する。
- ・ あわせて、コミュニティ活動を支援する。

【制度の内容】

施設配置の基本的な考え方



対象者:市民、それぞれの地域の町会・自治会、市民活動団体などのコミュニティ活動

担当課:企画調整課、(市域全体) 市民活動支援課(市域全体) にぎわい拠点準備室、
まちづくり事業課(中央地区、インター周辺地区)

スケジュール:平成22年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(コミュニティの尊重)

第44条 市民等は、暮らしやすい地域社会を築くために、自主的かつ自立した地域の基盤となる町会、自治会その他の地縁的な団体及び目的を共有する組織又は集団(以下「コミュニティ」という。)を形成することができる。

2 市民等及び執行機関は、地域の共通課題について共に考え、当該課題の解決にあたるためのコミュニティの役割を認識し、コミュニティの活動を守り育てよう努めるものとする。

(コミュニティの連携)

第45条 各コミュニティは、地域の様々な課題及び互いの活動が深く関連していることを認識し、連携を図るよう努めるものとする。

(コミュニティ活動の支援)

第46条 執行機関は、コミュニティ活動を支援するため、活動の拠点となる施設整備、情報提供、人材育成、コミュニティ相互の連携促進等に必要な政策を推進するものとする。この場合において、執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

(10) 自治基本条例の普及

【制度のねらい】

- ・ 条例の理念、内容等を市民等に広く知ってもらい、主体的にまちづくりに参加してもらうよう自治基本条例の普及を図る。

【制度の内容】

「自治基本条例制定記念フォーラム(仮)」の実施

- ・ 自治基本条例の意義や運用をテーマにしたフォーラムを定期的を開催する。
行事・イベントでの普及啓発
 - ・ 市内で実施する行事、イベント等において条例の内容をPRする。
「市民サポーター」の募集
 - ・ 自治基本条例に関心のある市民を「普及のための市民サポーター(仮称)」として募集し、効果的な普及方法について共に検討し実施する。
市政への参加の会議等における普及啓発
 - ・ 市が実施する審議会、ワークショップなどの会議の場において条例の内容を説明する。
普及啓発ツール
 - ・ 三郷市自治基本条例ハンドブック
 - ・ みさと自治基本条例だより
 - ・ 市報
 - ・ 市ホームページ
- 対象者:市民等
担当課:企画調整課
スケジュール:平成21年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(条例の基本理念の普及)

第56条 市長は、市民等がこの条例の内容を深く理解し、積極的に市民等の権利を行使できるよう、普及及び啓発を継続して行うものとする。

(11) インターンシップ制度の調査・検討

【制度のねらい】

- ・ 若い世代、特に大学生が、市政やまちづくりに興味を持って意欲的に取り組むためのインターンシップ制度を整備し、公共政策に意欲のある学生の活力を呼び込む。

【制度の内容】

対象者：大学（生）及び大学院（生）

担当課：人事課

スケジュール：平成23年度から実施を目標に

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（市長の責務）

第12条 市長は、市民の信託を受けて市民を代表する公職についてたことを強く認識し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

2 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、多様な市民等の意見を十分に把握するものとする。

3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(12) 政策会議発議資料の見直し

【制度のねらい】

- ・ 政策会議発議の趣旨を明確にすることで、決定のための議論のプロセス、決定事項の質の向上を図る。
- ・ そのため、付議事項についての前提条件等を一定の形式で整理し明確化する必要がある。
- ・ 政策会議において決定すべき事項、担当部局の持つ情報や政策案（選択肢）、付議事項による長期的・多面的な影響、課題について、明確な結論を導く。

【制度の内容】

発議資料に記載すべき事項(案)

(1)付議事項に関する前提条件など<説明内容>

<背景>

- ・ 案件の必要となる背景(社会情勢のデータ、将来潮流の見込み、市民等のニーズ、など多面的に)
- ・ 案件の目的(解決すべき問題)
- ・ 類似の問題を扱う他事例
- ・ 代替案とその検討結果

<内容>

- ・ 案件の内容(手順、対象範囲、スケジュール)
- ・ 実施するための組織体制(担当部署、プロジェクト方式、想定される職員数など)
- ・ 予測される効果(市民への影響、庁内への影響×短・中・長期的影響)
- ・ 予測される問題点と解決策

<予算措置>

- ・ 案件の実施に関わる財源
- ・ 将来にわたるコスト概算

<連携>

- ・ 他部局との調整事項(調整状況)

<位置付け>

- ・ 総合計画等における根拠又は位置付け
- ・ 関連する法令及び条例

(2)政策会議における検討事項<協議・決定>

- ・ 政策会議発議の趣旨の明確化(担当部局によっては決定できない理由など)
- ・ 決定すべき事項の明確化
- ・ 複数選択肢の提示
- ・ メリットデメリットの客観的情報の提示

(3)決定事項の周知方法

- ・ 行政連絡会議での周知
- ・ その他の周知方法

担当課:企画調整課

スケジュール:平成22年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

第4章 市長等

(市長の責務)

第12条 市長は、市民の信託を受けて市民を代表する公職についてたことを強く認識し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

2 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、多様な市民等の意見を十分に把握するものとする。

3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(市職員の責務)

第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。

2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

第5章 市政運営

(市政運営の基本方針)

第15条 執行機関は、市民等の福祉の向上のため、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的に市政を運営するものとする。

2 執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

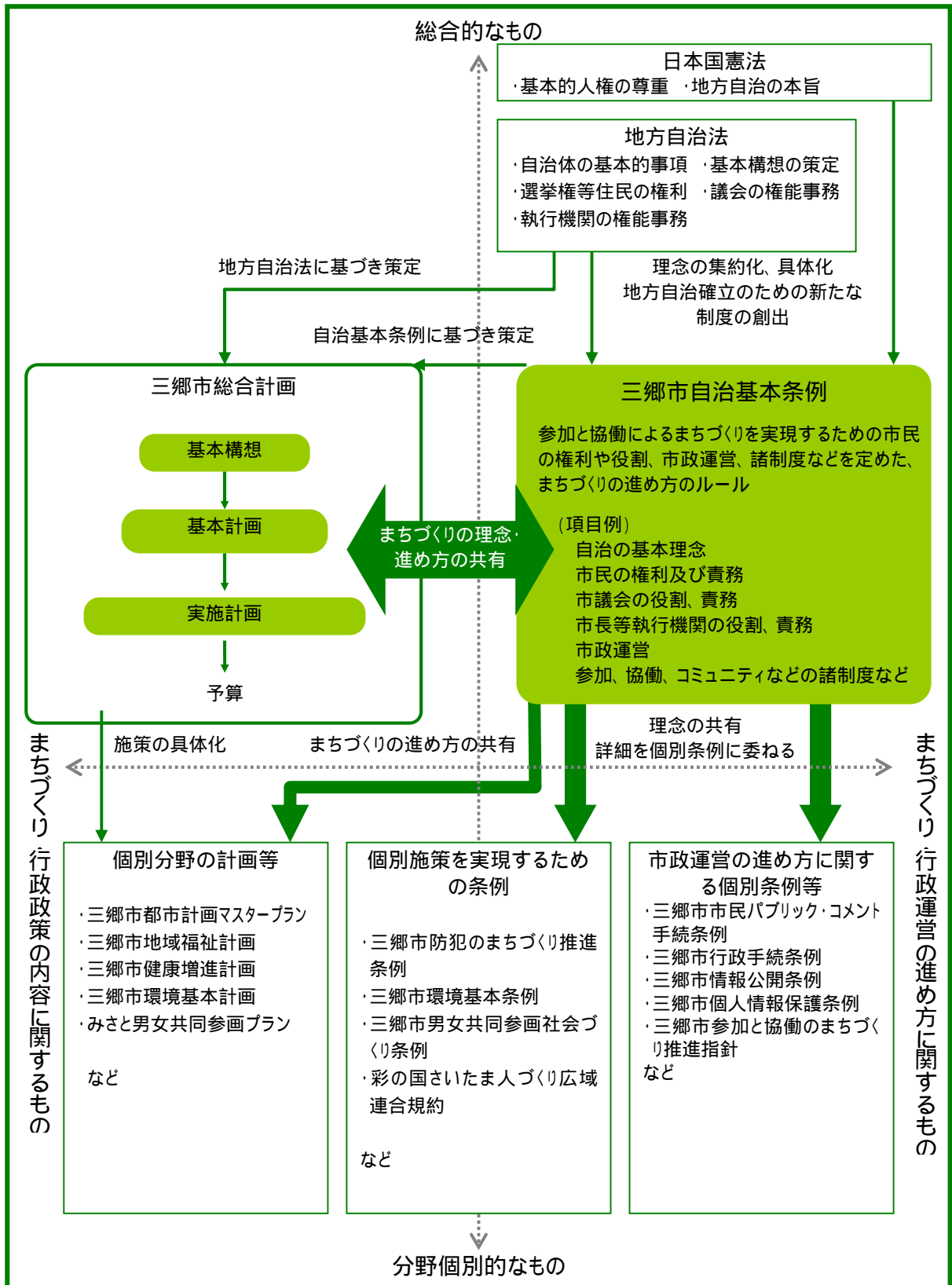
(13) 第4次三郷市総合計画への位置付け

【制度のねらい】

- ・ 総合計画と自治基本条例を適切に連動させた市政運営を行うために、第4次三郷市総合計画に三郷市自治基本条例の内容を位置付ける。

【制度の内容】

自治基本条例と総合計画等の関係



担当課:企画調整課

スケジュール:平成22年度から計画期間

【三郷市自治基本条例の関連事項】

第5章 市政運営

(総合計画)

第16条 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。

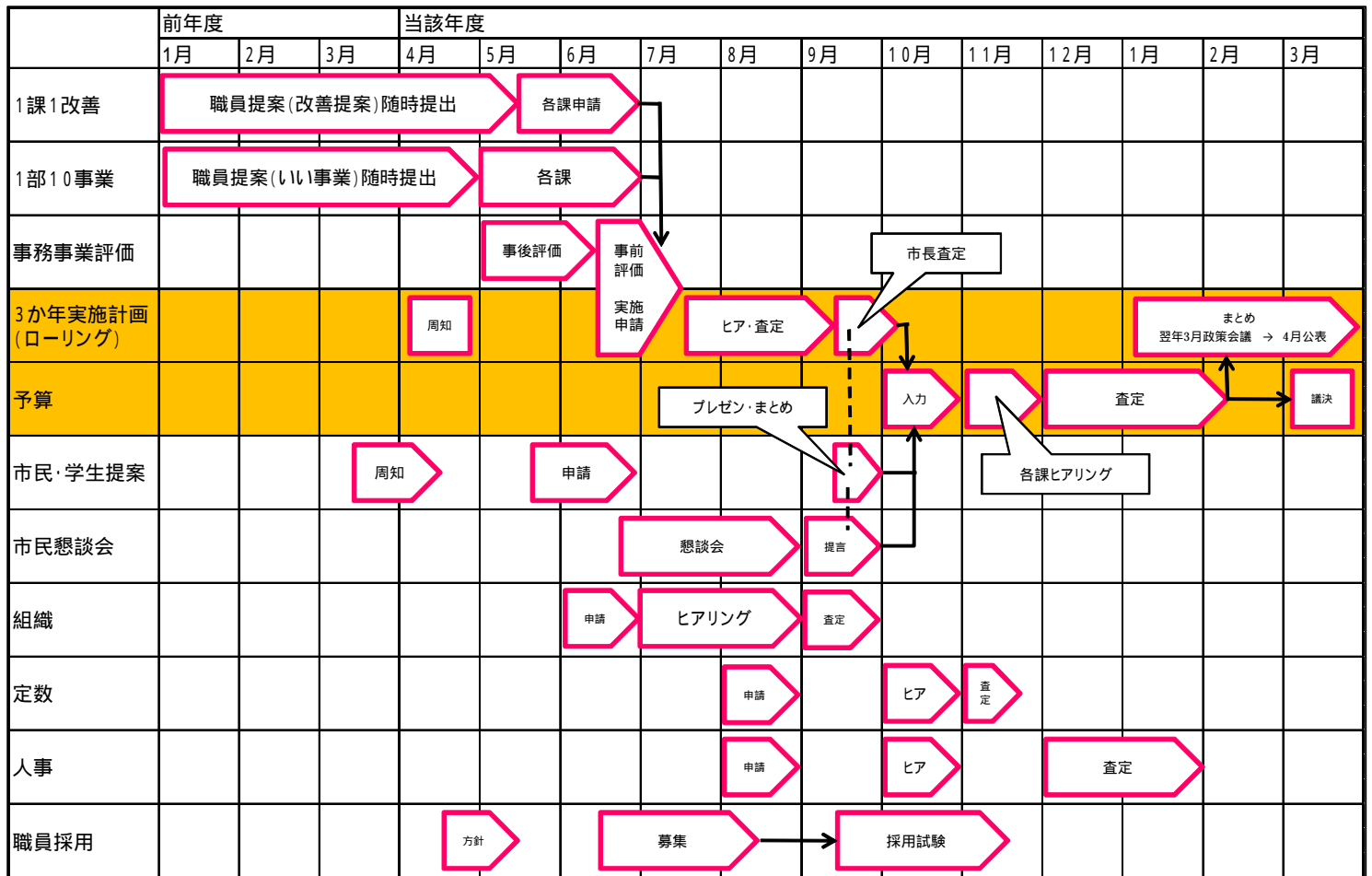
(14) 政策サイクルの形成

【制度のねらい】

- 自治基本条例の施行にあわせ、総合計画及び行財政改革、市民参加、庁内の人事などの動きについて連動性を重視した政策形成を行うため、それぞれの関係を明らかにする。

【制度の内容】

政策サイクルの考え方



担当課: 企画調整課

スケジュール: 平成22年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

第5章 市政運営

(市政運営の基本方針)

第15条 執行機関は、市民等の福祉の向上のため、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的に市政を運営するものとする。

2 執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。